

1 概要

防災に関する知識と技能を有する者を東広島市地域防災リーダーとして認定し、地域の防災対策の推進や防災意識の啓発を行い、地域における自主防災活動の活性化を図ることを目的に実施しています。(現在、173名の方を認定)

2 開催予定 令和7年1月予定

詳細が決まり次第、改めてご案内させていただきます。

3 講習の内容

- (1) 土砂災害の発生メカニズムについて
 - (2) 避難所運営のポイント
 - (3) 日頃の支え合い活動とコミュニティマッチング
 - (4) 災害時に活動している団体の取り組み紹介
 - (5) 大規模災害に備えて(タイムライン,HUG)
- ※ 大学教授や県防災アドバイザー等に講師を依頼。

4 防災リーダー認定の流れ

- (1) 市から住民自治協議会(自主防災組織)宛てに開催案内を送付
- (2) 住民自治協議会(自主防災組織)においてリーダーに推薦する受講者を選定し、受講の申込み。
- (3) 市から住民自治協議会(自主防災組織)及び受講者に受講決定通知書を送付
- (4) 受講者は、養成講座を受講し、講座終了時に認定証等を交付する。

5 防災リーダーの役割

- (1) 防災に関する知識や技能の習得及び普及に関すること
- (2) 防災訓練、広報、その他の防災意識の啓発を図るための活動に関すること
- (3) 災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐための応急的な対応に関すること

6 その他

令和5年度は、多くの方に受講いただき、新たに62名の地域防災リーダーが誕生しました。

今年度についても地域防災リーダーの認定に向け準備を進めてまいりますので、未だ防災リーダーの認定のない自治協議会や防災分野の女性の参画といった観点から、受講者の推薦をお願いします。

養成講座の様子



防災用品購入補助金制度について

1 事業目的

災害時、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を対象とし、個々の状況に応じた災害時の備えを進めてもらうことを目的として、防災用品の購入経費の補助を行います。

また、本事業をきっかけに、全市民に改めて災害への備えを考えてもらうことで、自助としての個人の備えや共助による個別避難計画の作成が進むなど、地域全体の防災力強化につなげようとするものです。

2 制度概要

(1)対象者

避難行動要支援者の対象者(75歳以上の一人暮らし・介護保険の要介護4以上の認定者・身体障がい者手帳1級または2級の方・療育手帳④またはAの者・精神障がい者保健福祉手帳1級の者)

※避難行動要支援者の対象者となる方で、避難行動要支援者名簿に登録のない者も含まれます。

(2)対象経費

対象者が避難生活のために必要となるもの

例:非常用持出袋・簡易トイレ・家具転倒防止器具・備蓄用食料・感震ブレーカー等

※例示以外も対象者が防災上必要とする物であれば、柔軟に受け付ける予定です。

(例:持出袋に準備するオムツや、予備の補聴器、杖、介護用品など)

(3)補助金額

購入経費の1/2 上限10,000円/世帯 ※1,000円未満の端数は切捨てます。

3 申請方法

書類郵送・直接持参(危機管理課または支所)・電子申請

※代理(委任)申請可能

4 申請期間

令和6年5月1日(水)~令和6年12月27日(金)

受付は先着で行い、予算上限に達し次第、終了します。